

# 公益財団法人群馬県建設技術センター 住宅性能評価業務約款

## (責務)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）、同法施行規則（平成12年建設省令第20号）、日本住宅性能基準（平成13年国土交通省告示第1346号）、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号以下「長期優良住宅法」という。）、同法施行令（平成21年政令24号）及び同法施行規則（平成21年国土交通省令第3号）並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（住宅性能評価申請書、受理書、長期使用構造等確認申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「公益財団法人群馬県建設技術センター評価業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、受理書又は引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、規程に基づき算定された受理書又は引受承諾書に定められた額の評価料金等を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、受理書に定められた業務又は引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 乙は、前項に規定する協力が得られない等により、業務上必要な検査が行えない場合又は、評価業務及び長期使用構造等確認業務遂行に必要な申請に係る住宅に関する情報の提供が行われない場合にあっては、評価業務及び長期使用構造等確認業務を中断し又は中止する。
- 8 乙は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ規程第22条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わない。ただし、同規程による確認を要しない住宅に係る申請の場合を除く。
- 9 乙は、設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価において、希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨を申請に係る関係図書に明示しなければならない。

## (業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計住宅性能評価業務 受理書に定める申請日から21日後
- (2) 建設住宅性能評価業務 完成検査日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の確認を行った日のいずれか遅い日の7日後
- (3) 長期使用構造等確認業務 引受承諾書に定める日

2 乙は、甲が前条第5項、第6項及び第8項並びに第5条第1項に定める責務を怠った時その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 現金申請提出時

(2) 銀行振込 建築確認・検査等支払等に関する協定書に定めた日

(手数料の支払方法)

第4条 甲の手数料の支払方法は、現金又は銀行振込みにより納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(設計住宅性能評価審査中の計画変更)

第5条 甲は、設計住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更をする場合は、速やかに乙に変更部分の設計住宅評価申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が、大規模の場合にあっては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第8条第2項の契約解除があったものとする。

(建設住宅性能評価審査中の計画変更)

第6条 甲は、建設住宅性能評価書の交付前までに甲の都合により対象住宅の建設工事を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の建設住宅評価申請関係図書を提出しなければならない。

2 前項の建設工事の変更が、大規模の場合にあっては、甲は、当初の建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に建設住宅性能評価を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第8条第2項の契約解除があったものとする。

(長期使用構造等確認審査中の計画変更)

第7条 甲は、長期使用構造等確である旨の確認書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更をする場合は、速やかに乙に変更部分の長期使用構造等確認提出図書を提出しなければならない。

2 前項の計画変更が、大規模の場合にあっては、甲は、当初の計画に係る長期使用構造等確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に長期使用構造等確認を申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務

期日までに完了せず、またその見込みのない場合

- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、評価料金等が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）の場合、乙は、評価料金等を甲に返還しない。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条第4項に定める評価料金を第3条に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合
- 2 前項の契約解除があった場合、乙は、評価料金等が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第10条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認がなされた場合
- (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約は、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合すること、並びに設計住宅性能評価、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではない。

（所管行政庁への説明）

第11条 乙の行う長期使用構造等確認業務は、長期優良住宅法第6条第1項の所管行政庁の認定の円滑化を図るために事前に行うものであることから、乙は、関係所管行政庁から説明を求められた場合には、当該事案にかかる技術的審査の内容、判断根拠その他の情報について

て、当該所管行政庁に説明することができるものとする。

(秘密保持)

第 12 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(附則)

平成 17 年 4 月 1 日改訂

(附則)

平成 18 年 2 月 1 日改訂

(附則)

平成 18 年 3 月 1 日改訂

(附則)

平成 24 年 4 月 1 日改訂

(附則)

令和 4 年 2 月 20 日改訂